

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 医療・介護連携強化加算の申請

医療サービス事業所又は地域密着型・介護サービス事業所を併設するサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合、補助金の基本額に加え、**加算補助を申請できる場合があります。**



★詳細は、東京都福祉局ホームページをご覧ください。
(問い合わせ先のURL又はQRコードからアクセスしてください。)

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業
(基本額)の要件に加え、以下の要件があります。

医療・介護連携強化加算の主な要件

- ① 医療及び介護事業所を併設すること（いずれか一方のみ近接連携でも可）
- ② 原則24時間365日住宅内に職員が常駐すること
- ③ 住宅・医療・介護の三者が相互に連携し、各サービスを効果的に提供する方策や体制が整っていること

など

※ 要件の詳細については、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」をご確認ください。

医療・介護連携強化加算の補助額

生活支援サービススペース等設置費	上限2,000万円
生活支援コーディネートスペース(必須)	15万円/戸
リフト浴等重度化に対応した共同浴室(任意)	10万円/戸
入居者と地域住民が交流・団らんでできるスペース(任意)	30万円/戸
医療サービス事業所設置費	
診療所、訪問看護ステーション	10万円/戸(上限400万円)
地域密着型・介護サービス事業所	
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15万円/戸(上限500万円)
認知所対応型通所介護、通所リハビリテーション	25万円/戸(上限1,000万円)
小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	40万円/戸(上限1,500万円)

サービス付き
高齢者向け住宅

・生活支援コーディ
ネートスペース
・重度化対応浴室
・地域交流スペース

医療サービス事業所

地域密着型・介護
サービス事業所

- ※ 病院、訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所は、連携対象だが補助対象外。
- ※ 医療サービス事業所、地域密着型・介護サービス事業所の補助対象はそれぞれ一つとする。ただし、近接連携事業所は補助対象外。
- ※ 補助額の詳細については、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」をご確認ください。

問合せ先

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273 E-MAIL S1140603@section.metro.tokyo.jp

URL https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/renkeikyokakasan.html

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の交付申請に先立ち、審査を行います。
事業着手（工事請負契約締結）の2か月前には加算申請の提出をお願いいたします。
サービス付き高齢者向け住宅の整備をご検討の際は、ぜひお気軽にご相談ください。



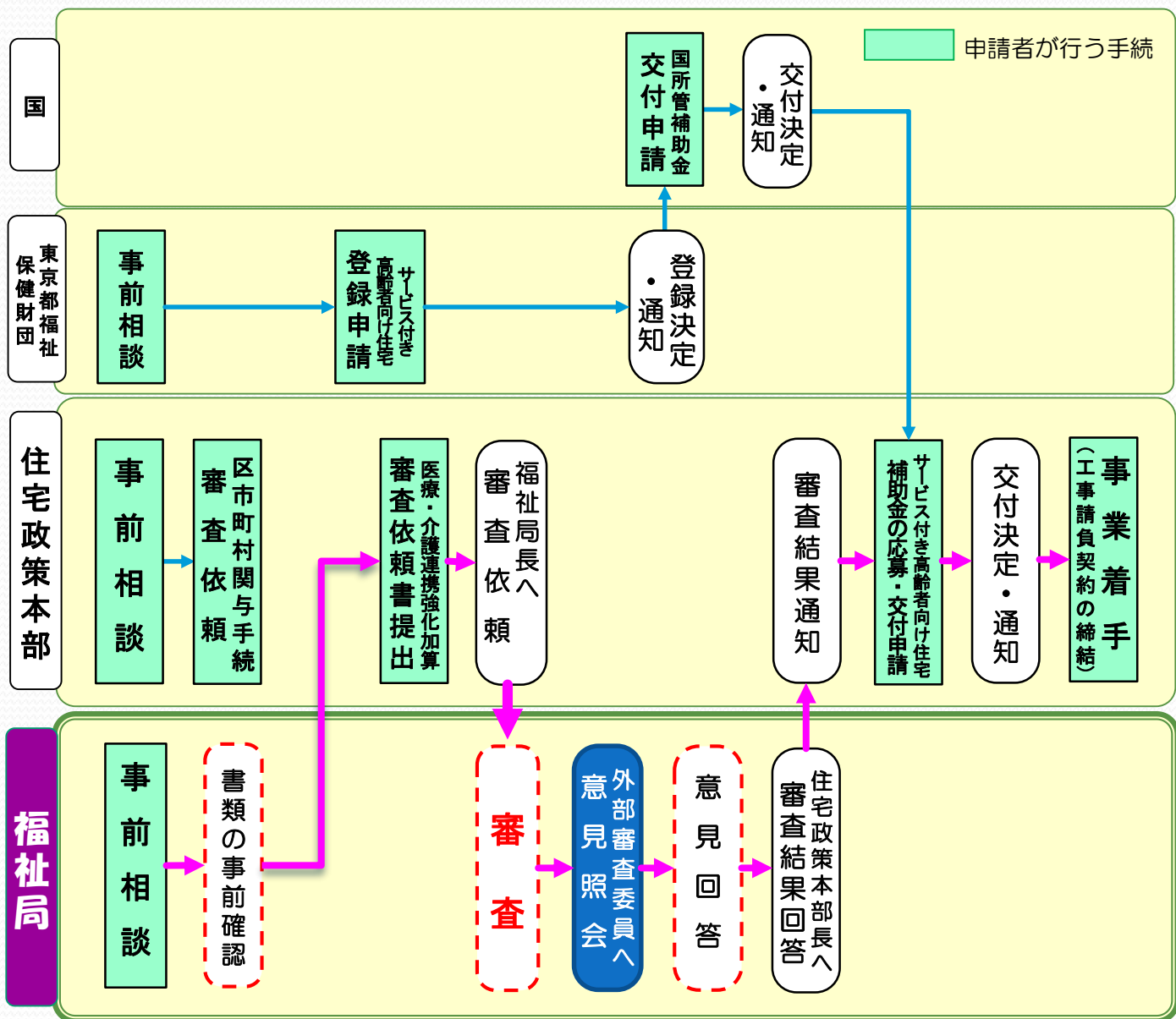
医療・介護連携強化加算

審査及び工事着手までの手続き

【医療・介護連携強化加算の審査】

- * 審査をスムーズに進めるため、**審査依頼の1か月～2か月前に福祉保健局に事前相談**を行ってください（**審査依頼書類の確認を実施します。**）。
- * 審査期間は約1か月（外部審査員への意見照会を実施。）。
 - その他手続を含め、**事業着手（工事請負契約締結）の2か月前には加算審査依頼の提出をしてください。**

- ☞ 書類の提出先は住宅政策本部（交付申請書類と同じ）
- ☞ 審査に係る質疑対応等は福祉保健局



※ 事前相談から決定までの所要期間等詳細については、各所管に確認してください。

※ 医療・介護連携強化加算の審査手続きは、都に応募交付申請を提出する前に行う必要がありますが、登録申請や国補助金の交付申請の後に行っても構いません。